

受付  
4.3.17  
企画部  
No. 409

別記第1号様式

令和3年度 地域間幹線系統維持費補助金交付申請書

令和4年3月15日

函館市長 工藤 壽樹 様

住所 函館市高盛町10番1号  
申請者  
氏名または団体名 函館バス株式会社  
および代表者氏名 代表取締役 森 健二

地域間幹線系統維持事業に関し、補助金の交付を受けたいので、函館市バス生活路線維持費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的および概要

地域住民の交通機関として必要不可欠である路線バスが、過疎化の進行に加え、モータリゼーションの進展に伴い輸送人員が減少し、地方バス路線事業の遂行が困難に陥っております。

このため、函館市バス生活路線維持費補助金交付要綱第4条に該当する路線についてその運行を維持するため、地域間幹線系統維持費補助金の交付申請をいたします。

2 補助事業の着手および完了の日

着手 令和2年10月 1日

完了 令和3年 9月30日

3 補助事業に要する経費 金 71,821,377 円

4 補助金交付申請額 金 5,407,000 円

補助事業の実績書

申請者の概要	設立年月日 昭和19年6月1日
	構成員 代表取締役 森 健二 取締役 5名 監査役 2名 従業員308名
	営む主な事業 一般乗合旅客自動車運送事業 一般貸切旅客自動車運送事業 不動産事業
補助事業の内容	令和3年度函館市バス生活路線維持費補助金交付要綱第4条による地域間幹線系統として下記の3系統を令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間、乗合バス事業を運行した。  〈系統名〉 函館鹿部線①, 旭岡団地線, 上磯線  運行系統の概要は別紙のとおり
補助事業の実施による効果	地域住民の生活に必要なバス路線の運行を確保し、住民福祉の向上が図られた。
備考	

- (注)
1. この様式は、補助金の交付を申請する場合に使用すること。
  2. 補助事業の内容は、詳細に記載すること。(別紙も可)
  3. その他必要と認めた書類を添付すること。

受付

4.3.19

企画部

別記第2号様式

No. 410

令和3年度 広域生活交通路線維持費補助金交付申請書

令和4年3月15日

函館市長 工藤 壽樹 様

住所 函館市高盛町10番1号

申請者

氏名または団体名 函館バス株式会社  
および代表者氏名 代表取締役 森 健二

広域生活交通路線維持事業に関し、補助金の交付を受けたいので、函館市バス生活路線維持費補助金交付要綱第14条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的および概要

地域住民の交通機関として必要不可欠である路線バスが、過疎化の進行に加え、モータリゼーションの進展に伴い輸送人員が減少し、地方バス路線事業の遂行が困難に陥っております。

このため、函館市バス生活路線維持費補助金交付要綱第11条に該当する路線についてその運行を維持するため、広域生活交通路線維持費補助金の交付申請をいたします。

2 補助事業の着手および完了の日

着手 令和2年10月1日

完了 令和3年9月30日

3 補助事業に要する経費 金 27,981,784円

4 補助金交付申請額 金 3,690,000円

補助事業の実績書

申請者の概要	設立年月日 昭和19年6月1日
	構 成 員 代表取締役 森 健二 取締役 5名 監査役 2名 従業員308名
	営む主な事業 一般乗合旅客自動車運送事業 一般貸切旅客自動車運送事業 不動産事業
補助事業の内容	令和3年度函館市バス生活路線維持費補助金交付要綱第11条による広域生活交通路線として下記の3系統を令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間、乗合バス事業を運行した。  〈系統名〉 旭岡団地線, 中の橋線②, 昭和船見線  運行系統の概要は別紙のとおり
補助事業の実施による効果	地域住民の生活に必要な不可欠なバス路線の運行を確保し, 住民福祉の向上が図られた。
備 考	

- (注) 1. この様式は, 補助金の交付を申請する場合に使用すること。  
2. 補助事業の内容は, 詳細に記載すること。(別紙も可)  
3. その他必要と認めた書類を添付すること。

受付  
4.3.17  
企画部  
No. 411

記第3号様式

令和3年度 函館市生活交通路線維持費補助金交付申請書

令和4年3月15日

函館市長 工藤 壽樹 様

住所 函館市高盛町10番1号  
申請者  
氏名または団体名 函館バス株式会社  
および代表者氏名 代表取締役 森 健二

函館市生活交通路線維持事業に関し、補助金の交付を受けたいので、函館市バス生活路線維持費補助金交付要綱第21条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的および概要

地域住民の交通機関として必要不可欠である路線バスが、過疎化の進行に加え、モータリゼーションの進展に伴い輸送人員が減少し、地方バス路線事業の遂行が困難に陥っております。

このため、函館市バス生活路線維持費補助金交付要綱第18条に該当する路線についてその運行を維持するため、函館市生活交通路線維持費補助金の交付申請をいたします。

2 補助事業の着手および完了の日

着手	令和2年10月 1日
完了	令和3年 9月30日

3 補助事業に要する経費 金 11,458,956円

4 補助金交付申請額 金 5,154,000円 ✓

補助事業の実績書

申請者の概要	設立年月日 昭和19年6月1日
	構 成 員 代表取締役 森 健二 取締役 5名 監査役 2名 従業員 308名
	営む主な事業 一般乗合旅客自動車運送事業 一般貸切旅客自動車運送事業 不動産事業
補助事業の内容	令和3年度函館市バス生活路線維持費補助金交付要綱第18条による函館市生活交通路線として下記の5系統を令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間、乗合バス事業を運行した。 〈系統名〉 花園銭中線，下海岸線②，鹿部海岸線②，下海岸線③，旭岡団地線② 運行系統の概要は別紙のとおり
補助事業の実施による効果	地域住民の生活に必要な不可欠なバス路線の運行を確保し、住民福祉の向上が図られた。
備 考	

- (注) 1. この様式は、補助金の交付を申請する場合に使用すること。  
2. 補助事業の内容は、詳細に記載すること。(別紙も可)  
3. その他必要と認めた書類を添付すること。

